

# 入 札 公 告

下記のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します

## 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成21年度生態系保全型治山計画策定手法確立調査委託事業
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 平成22年2月26日
- (4) 納入場所 林野庁国有林野部業務課治山班

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成19・20・21年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「B」、「C」又「D」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 当該調査と同種分野における調査を実施したことがある者

### 3 入札方法及び企画提案書の提出方法

#### (1) 入札方法

入札金額は、上記件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととなる。

#### (2) 企画提案書等の提出

入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、企画提案書、誓約書及び企画提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、5に定める提出期限までに提出場所に提出すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

#### (1) 場 所

林野庁国有林野部業務課治山班保安林整備係  
〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省 北別館 8階 ドア番号 北814  
電話 03-6744-2325  
FAX 03-3502-8053

- (2) 日 時 平成21年6月25日～平成21年7月2日（ただし、行政機関の休日を除く。）  
午前10時～午後5時

- (3) 入札説明書 入札説明書には、入札書・委任状、入札心得、契約書（案）のほか、以下の書類を含む。

ア 応札資料作成要領

イ 評価項目一覧

ウ 評価手順書

エ 平成19年度、20年度に実施した生態系保全型治山計画策定手法確立調査報告書の写し

- (4) 入札説明書等に対する質問書の受付期間及び場所

ア 受付期間 平成21年6月25日～平成21年7月2日（ただし、行政機関の休日を除く。）午前10時～午後5時

イ 受付場所 4の(1)に同じ

ウ 提出方法 持参、郵送、FAXのいずれかによる。

- (5) 質問に対する回答書の閲覧期間及び場所

ア 閲覧期間 平成21年7月3日～平成21年7月13日（ただし、行政機関の休日を除く。）午前10時～午後5時

イ 閲覧場所 4の(1)に同じ

- 5 入札書及び企画提案書等の提出場所及び提出期限  
入札書及び企画提案書等は以下の日時までに提出するが、開札は企画提案書等の審査を終了した下記7の場所及び日時に行う。
- (1) 提出場所 林野庁国有林野部管理課会計調達班支出負担行為係（本館7階 ドアNo. 713）
- (2) 提出期限 平成21年7月14日 午後4時
- 6 企画提案書等の審査  
入札者が提出した企画提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、基礎点に満たなければ不合格となる。  
なお、必要に応じて企画提案書等に対してヒアリングを実施し、説明を求めることもある。
- 7 開札の場所及び日時  
開札は、以下の場所及び日時に実施するが、開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため落札者の決定まで時間を要する。  
また、上記6で不合格となった者の入札書は、開札しない。  
なお、開札に当たり予定価格の制限の範囲内の入札がない場合には、直ちに再度入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者は、入札書を持参すること。
- (1) 場 所 林野庁会議室（林野庁入札室）（本館7階 ドアNo. 766）
- (2) 日 時 平成21年8月4日 午後2時
- 8 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札保証金及び契約保証金 免除する。
- 10 契約書作成の要否 要
- 11 落札者の決定方法  
予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。
- 12 その他  
本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

平成21年6月25日

支出負担行為担当官  
林野庁長官  
内藤 邦男

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省ホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/kouhousitu/cyoutatsukankeijouhou.html>）を御覧ください。

# 平成21年度生態系保全型治山計画策定手法確立調査委託事業 企画提案書作成のための仕様書

## 1 件名

平成21年度生態系保全型治山計画策定手法確立調査委託事業

## 2 目的

国有林は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占め、多くは奥地脊梁山地や水源地域に位置していることから、治山事業の対象地である奥地保安林等は、自然環境が豊かな地域や貴重な野生動植物の生息地となっている地域が広く分布していることが多い。

これまでの治山事業の実施にあたっては、洪水の発生や流域の水需給の状況を踏まえた水源林の整備を図るとともに、土砂の流出・崩壊等による再度災害から人家、公共施設等を守るため、安全性や施工効率を優先した上で、魚道の設置や在来種を活用した森林の造成・緑化など、自然環境にも配慮した工法や工種を選択してきたところである。

しかしながら、近年、国民の溪流生態系等の保全に対する関心は、一層高まりを見せており、施工箇所ごとの工種・工法のみならず、流域全体で生態系等の環境保全に適切な配慮がなされた事業計画の策定が求められているところであり、国有林のみならず、民有林をも含んだ流域全体の災害特性（土砂災害の多発、流木被害、濁水等）、自然条件（溪流生態系等）、社会条件等をできうる限り定量的に把握した上で、治山事業の必要性や効果を事業計画として示していくことが重要となっている。

このようなことから、平成19年度及び平成20年度の調査結果を踏まえて、流域の特性の異なるモデル流域を設定し、流域全体の保全のために必要な事業の実施方法や、連携事業のあり方等について検討するほか、別途、学識経験者等の意見を踏まえ、溪流生態系保全などの多様な要請を踏まえた上で、調査・計画策定方法を検討し、これらの検討結果から、民有林をも対象とした効果的・効率的な治山計画策定指針を示し、治山流域別調査の見直し案を作成することを目的とする。

## 3 内容

本調査は、平成19年度から3年間を事業期間としており、平成19年度（2）及び平成20年度（3）の報告を踏まえて、（1）の業務を行うものである。

（1）平成21年度においては、次の事項を実施する。

① 治山流域別調査の実施

モデル流域を設定し、平成19年度及び平成20年度の検討成果を踏まえて、試行的に治山流域別調査を実施した上で、課題を抽出する。

② 検討委員会の開催

学識経験者等からなる検討委員会を設置・運営し、当該検討委員会において①により実施した調査や、生態系保全などの多様な要請等を踏まえた上で、治山流域別調査の課題、見直しすべき点等について整理する。

③ ①②の検討結果を踏まえて、治山流域別調査の見直し案を作成する。

（2）平成19年度においては、次の事項を実施した。

- ① 生態系保全に関する文献資料を収集して整理し、学識経験者等にヒアリング調査を実施した。
  - ② 北海道南部地区に小流域を選定して、治山施設の魚類等への影響を調査した。
- (3) 平成20年度においては、次の事項を実施した。
- ① モデル流域を設定して、既存の流域別調査の課題を抽出した。
  - ② 森林GISやリモートセンシング技術の向上等を踏まえた調査方法について検討した。

#### 4 調査方法

##### (1) 治山流域別調査の実施

平成19年度及び平成20年度の検討成果を踏まえ、一箇所以上モデル流域を設定し、治山流域別調査を試行的に実施する。

##### (2) 検討委員会の開催

学識経験者等からなる検討委員会を3回以上開催し、治山流域別調査の見直し案を作成する。

##### (3) 報告書の作成

(1)(2)について取りまとめた結果を報告書として作成する。

#### 5 調査実施期間

委託契約締結日～平成22年2月26日（金）

#### 6 成果品

調査報告書 15部

電磁記録媒体 1部（CD-R）

#### 7 納入場所

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省 北別館 8階 ドア番号 北814  
林野庁国有林野部業務課治山班保安林整備係  
電話 03-6744-2325  
FAX 03-3502-8053

#### 8 その他

- (1) 受託者は、業務に発生する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を林野庁に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、再委託を行う場合には、以下のことに留意し事前に支出負担行為担当官林野庁長官に承認を得るものとする。
  - ① 再委託してはならない業務は、総合的企画、業務進行管理、手法の決定及び技術的判断等の業務とする。
  - ② 再委託できる業務は、原則として再委託比率が50%以内の業務とする。
- (3) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は、業務の内容を変更する必要があるときは、担当職員と協議の上、対応するものとする。